
平成30年第1回玖珠町議会臨時会会議録(第1号)

平成30年8月3日(金)

1. 議事日程第1号

平成30年8月3日(金) 午前10時開議(開会)

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 会期の決定(議会運営委員長報告)
 - 第 3 議案の上程(議案第61号、報告第5号から報告第6号)
 - 第 4 行政報告及び提案理由の説明
 - 第 5 議案質疑(議案第61号、報告第5号から報告第6号)
 - 第 6 上程議案の委員会付託(議案第61号)
-

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
 - 日程第 2 会期の決定(議会運営委員長報告)
 - 日程第 3 議案の上程(議案第61号、報告第5号から報告第6号)
 - 日程第 4 行政報告及び提案理由の説明
 - 日程第 5 議案質疑(議案第61号、報告第5号から報告第6号)
 - 日程第 6 上程議案の委員会付託(議案第61号)
-

出席議員(13名)

1 番	中 尾 拓	2 番	松 本 真由美
3 番	大 野 元 秀	4 番	小 幡 幸 範
5 番	松 下 善 法	7 番	廣 澤 俊 幸
8 番	石 井 龍 文	9 番	宿 利 忠 明
10番	秦 時 雄	11番	高 田 修 治
12番	藤 本 勝 美	13番	繁 田 弘 司
14番	河 野 博 文		

欠席議員（なし）

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長 山本 五十六 議事係長 山本 恵一郎

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	宿利 政和	総務課長	村木 賢二
まちづくり 推進課長	中島 圭史	まちづくり推進課 総合戦略室長	衛藤 正
環境防災課長兼 基地対策室長	藤原 八栄	税務課長	石井 信彦
福祉保健課長	本松 豊美	住民課長	小幡 弘
建設水道課長	梅木 良政	建設水道課 水道室長	穴井 智志
農林業振興課長	藤林 民也	農業委員会 事務局長	渡邊 克之
商工観光振興 課長	秋好 英信	会計管理者兼 会計課長	江藤 幸徳
社会教育課長兼 中央公民館長	瀧石 裕一	わらべの館館長 兼久留島武彦 記念館事務局長	吉野 弥也子
総務課 行政係長	和田 育男		

上程議案

議案第61号 平成30年度玖珠町一般会計補正予算（第2号）
報告第5号 専決処分の報告について（その10）（和解及び損害賠償額の決定について）
報告第6号 専決処分の報告について（その11）（和解及び損害賠償額の決定について）

午前10時00分開議（開会）

○議長（河野博文君） おはようございます。

開会に先立ちまして、先般発生いたしました西日本豪雨では各地で土砂崩れや河川の氾濫が相次ぎ、甚大な被害が出て、14府県で220名を超えるとうとい人命が失われ、現在も行方不明の方々もいらっしゃいます。

被災されました皆様にお見舞い申し上げますとともに、犠牲となられました皆さんに黙禱をささげたいと思います。

皆様、御起立をお願いいたします。

(全員起立)

○議長(河野博文君) 黙禱。

(黙禱)

黙禱終わり。お座りください。

傍聴される皆さんにお願いします。

会議中は静粛に願います。

なお、会議中の言論に対し、拍手や可否表明などの言動はかたく禁じられております。

また、会議の傍聴規則第7条並びに第9条の規定により、写真撮影や録音機器の使用は、禁止されております。携帯電話、スマートフォンをお持ちの方は、電源をお切りになるか、マナーモードに設定されますよう御協力をお願いいたします。

本日の会議に欠席の届け出が提出されておりますので、御報告いたします。

執行部につきましては、秋吉徹成教育長、佐藤貴司学校教育課長、長尾孝宏新中学校開校推進室長、横山芳嗣教育総務課長、帆足浩一人権同和啓発センター所長、公務のため欠席の届け出が提出されております。

ただいまの出席議員は13名です。

会議の定足数に達しております。

地方自治法第113条の規定により、平成30年第1回玖珠町議会臨時会は成立しました。

よって、ここに本臨時会の開会を宣言し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(河野博文君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において

2番 松本真由美君

13番 繁田弘司君

の2名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長(河野博文君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

議会運営委員会委員長に委員会協議の結果について報告を求めます。

議会運営委員会委員長高田修治君。

○議会運営委員長(高田修治君) 皆さん、おはようございます。

議会運営委員会の協議結果について報告いたします。

平成30年第1回玖珠町議会臨時会の開会に当たり、去る7月31日、議会運営委員会を開催いたしました。本臨時会に上程されます議案につきまして、執行部の出席を求め、概略の説明をいただき、会期日程並びに議案の取り扱いについて慎重に協議を行いました。

会期日程につきましては、お手元にあらかじめ配付してあります日程表（案）のとおり、8月3日から8月6日の4日間といたしたいと思っております。

本臨時会に上程されます議案は、平成30年度一般会計補正予算案件1件と報告案件2件でございます。

どうか本臨時会の意向を御理解いただきまして、慎重なる御審議をいただき、議会の運営に格段の御協力を賜りますようお願いを申し上げ、報告といたします。よろしく申し上げます。

○議長（河野博文君） お諮りします。

ただいま議会運営委員長より委員会協議の結果について報告がありましたが、今臨時会の会期は本日8月3日から8月6日の4日間といたしたいと思っておりますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野博文君） 異議なしと認めます。

よって、今臨時会の会期は、本日8月3日から8月6日の4日間と決定いたしました。

日程第3 議案の上程（議案第61号、報告第5号から報告第6号）

○議長（河野博文君） 日程第3、議案の上程を行います。

今臨時会に提出されました議案第61号の1議案及び報告2件について、一括上程したいと思っておりますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野博文君） 異議なしと認めます。

よって、今臨時会に提出されました議案第61号の1議案及び報告2件について、一括上程することに決定いたしました。

日程第4 行政報告及び提案理由の説明

○議長（河野博文君） 日程第4、行政報告及び提案理由の説明を求めます。

宿利町長。

○町長（宿利政和君） 皆様、おはようございます。

本日ここに平成30年第1回玖珠町議会臨時会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、お盆前の本当にお忙しい時期にかかわりませず御参集を賜りまして、まことにありがとうございます。

います。

今臨時会の開会に当たり、行政報告と提出をいたしました議案の概要及び提案理由を説明申し上げ、議員の皆さんを初め、町民の皆様の御理解と御協力をお願いしたいと考えているところでございます。

それでは、最初に、6月に行われました議会定例会以降の行政報告を申し上げたいと思います。

まず、本日の玖珠町議会臨時会を招集させていただきました主な要因となります、平成30年7月の豪雨についてでございます。

皆さん方御存じのとおり、7月6日から8日に発生をいたしました平成30年7月豪雨では、玖珠町におきましても、7月6日朝7時20分に大雨警報が発令され、同時に玖珠町災害対策連絡室——これは1次体制でございますが、を設置いたしました。その後、15時、午後3時には、同じく玖珠町災害対策連絡室（2次体制）に格上げをいたしまして、町内全域に避難準備・高齢者等避難開始の発令及び町内10カ所に避難所を開設したところでございます。その後、徐々に雨も強くなりまして、夕方の16時10分に土砂災害警戒情報が発令されましたことから、夕方の17時30分に町内全域に避難勧告を発令したところでございます。

今回の豪雨におきましては、御存じのとおり、広島や岡山など西日本の幅広い範囲で多数の犠牲者や行方不明者が出るなど、甚大な被害となりましたが、幸いにいたしまして玖珠町におきましては人的被害はございませんでした。しかしながら、町内におきましても、床下浸水6戸、町道20路線の22カ所、河川関係が47カ所、農地が57カ所、農業用施設30カ所の被害が発生をしているところでございます。また、避難所に避難された方は、7日の朝まででございますが、最大で42世帯61名の方々が避難をされたところでございます。

この間、玖珠町建設業協会の皆様には、災害時における玖珠町管理施設の災害応援に関する協定に基づきまして、町道、農道、林道、河川等緊急を要する箇所の土砂等の取り除きなど、御協力をいただいたところでございます。また、玖珠町消防団の皆様には、大変大雨の中でございましたが、被災状況の確認や浸水箇所への土のう積み、そしてまた、災害を防ぐためのシート張りなど、作業を行っていただいたところでございます。住民の命、財産を守るため、迅速な対応をしていただきました関係機関の皆様には、この場をおかりしましてお礼を申し上げたいと思っております。

今後も突発的な豪雨や台風など災害の発生が懸念されますことから、引き続き災害対応に万全を期していきたいと考えているところでございます。

それでは、これ以降につきましては、時系列で報告をさせていただきたいと思っております。

まず、6月28、29日でございますが、第66回全国乾椎茸品評会が静岡県で行われまして、茶花冬菇の部とどんこの部におきまして、玖珠町大字戸畑、萩ケ原の中村次男さん、富美子さん御夫妻が林野庁長官賞を受賞されました。御存じのとおり、林野庁長官賞は、最高位の農林水産大臣賞に次ぐものでありまして、中村次男さんは今回を含めて13回目、奥様の富美子さんは3回目の受賞となっております。今回の受賞は、本人のみならず、干しシイタケの産地であります玖珠町としても大変名誉なことでありまして、今後もシイタケの優秀な産地として発展するよう尽力をさせていただきたいと思っております。

ますし、行政としてもバックアップをしていきたいと考えているところでございます。

続きまして、7月1日、玖珠町環境保全の日でありまして、玖珠川河川敷などの清掃活動を行いました。当日は500名を超える方々の御参加をいただきまして、美しい環境づくりができたところでございます。御参加いただきました議員の皆さんを初め、多くの町民、団体の皆さんにお礼を申し上げたいと思っております。本当にありがとうございました。

続いて、7月9日、新幹線活用久大本線活性化協議会のメンバーであります久留米市、日田市、九重町、由布市、大分市とともにJR九州本社を訪問し、久大本線及び沿線地域の活性化に向けた要望活動を行いました。玖珠町といたしましては、ななつ星 in 九州や或る列車の豊後森駅停車と玖珠米やお酒の継続採用、豊後森機関庫を起爆剤とした観光振興への支援、また、ダイヤ改正に伴います利便性の低下から通勤・通学時の状況調査を行い、必要に応じて車両増結や増便など、検討、対応等をお願いしてまいったところでございます。

また、昨年7月の九州北部豪雨の影響で不通となっておりますJR久大本線の日田～光岡間が7月14日に全線開通をいたしました。当日は「久大本線 ぜんぶつながるプロジェクト」といたしまして、JR九州を初め、沿線自治体と連携して歓迎イベントを行ったところでございます。なお、玖珠町内では、慈恩の滝周辺、北山田駅東公民館周辺、四日市自治区周辺、豊後森駅、豊後森機関庫公園で総勢約600名を超える町民の皆様とともに開通を祝ったところでございます。議員各位におきましても、会場や沿線でのお手振りなど御協力をいただき、大変ありがとうございました。

次いで、7月21日、玖珠町商工会主催の玖珠祇園大祭が開催されました。ことしは15周年の節目に当たりまして、中津市との日本遺産「やばけい遊覧」を記念いたしまして、玖珠の祇園のルーツであります中津祇園（新博多町）の皆さんにも来ていただきました。また、お隣の野上祇園の出演、中学生の対抗大綱引き大会、そして、玖珠美山高校生の書道パフォーマンスなども実施され、例年以上の盛り上がりがあったところでございます。

また、7月22日でございますが、或る列車の運行が再開し、7月29日は特別運行のななつ星 in 九州が豊後森駅に停車して、1年ぶりに或る列車とななつ星 in 九州の同時停車が再現をされました。

さらに、7月31日には大分駅と豊後森駅を往復する特別企画の「あそぼーい！」が運行し、豊後森機関庫や慈恩の滝を中心に、約100名の親子ツアーを受け入れたところでございます。

それから、あさって8月5日になります。日曜日には、昨年、台風の影響で中止となっております第6回久留島武彦顕彰全国語りべ大会がメルサンホールで開催されます。ことしの予選には全国から50名の参加がございました。当日は、小学生の部に玖珠町から出場者1名を含む7名、一般の部にも7名、合計14名が出場され、遠くは北海道、栃木県などからも出場され、民話や童話の語りを披露されます。議会議員の皆さんを初め、多くの町民の皆様にも御来場を賜りたいと考えているところでございます。

以上で6月議会以降の行政報告を終わります。

続きまして、今臨時議会に上程をしております議案につきまして、その提案理由を説明申し上げます。

いと思っております。

今定例会に上程をしております議案は、合計3議案でございます。

最初に、議案第61号の平成30年度玖珠町一般会計補正予算書（第2号）について説明を申し上げます。

お手元に予算書は別冊となっておりますので、ごらんいただきたいと思います。

議案第61号、平成30年度玖珠町一般会計補正予算（第2号）についてでございますが、補正予算書の1ページ目をお開き願いたいと思います。

一般会計補正予算（第2号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,787万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ106億3,949万1,000円といたすものでございます。

今回の補正の主な内容は、平成30年7月豪雨に伴います災害復旧対応費用が5,010万5,000円、予備費が1,996万円の増額、そのほか災害関連や行政運営における緊急性の高い費用の計上を行っております。

続いて、2ページをお開き願いたいと思います。

第1表の歳入歳出予算補正でございますが、歳入につきましては、地方交付税、国庫支出金、繰入金や町債が主なものとなっております。

3ページをごらんいただきたいと思います。

11款地方交付税は交付決定に伴うもので、2,245万円増額し、補正後の額は28億5,545万円でございます。

15款の国庫支出金は、土木施設、災害復旧費、国庫負担金の増額で、1,334万円増額し、補正後の額は14億9,736万8,000円でございます。

続いて、4ページをお開き願いたいと思います。

19款の繰入金は、所要財源を確保するため財政調整基金を3,410万1,000円増額し、補正後の額は16億4,262万6,000円でございます。

5ページをごらんいただきたいと思います。

22款町債は、主に土木施設災害復旧債を増額するもので、459万9,000円を増額し、補正後の額は13億7,140万6,000円でございます。

続いて、6ページをお開き願いたいと思います。

歳出でございますが、総務費、災害復旧費、予備費が主なものとなっております。

2款総務費は、主に財産管理費を増額するもので、681万7,000円を増額し、補正後の額は13億8,854万9,000円でございます。

続いて、8ページをお開き願いたいと思います。

11款災害復旧費は、平成30年7月豪雨、いわゆる西日本豪雨に伴いまして、主に耕地災害復旧費、道路橋梁災害復旧費を増額するものでございまして、5,010万5,000円を増額し、補正後の額は9,068万4,000円でございます。

14款の予備費は、豪雨災害の緊急対応を中心に充用した額を復元するもので、1,996万円を増額し、補正後の額は3,996万円でございます。

続きまして、9ページをごらんいただきたいと思います。

第2表の地方債補正につきましては、公共土木施設災害復旧事業、限度額660万円を追加するものでございます。

続きまして、予算に関します説明書、歳入の主なものについて説明を申し上げます。

資料13ページをお開き願いたいと思います。

11款1項1目地方交付税2,245万円の増額は、交付決定に伴うものでございます。

次に、14ページをお開きいただきたいと思います。

15款1項5目災害復旧費国庫負担金1,334万円の増額は、平成30年7月豪雨に伴いまして、土木施設災害復旧費国庫負担金を増額するものでございます。

19款1項1目繰入金3,410万1,000円の増額は、所要財源を確保するため、財政調整基金の増額でございます。

22款1項9目の災害復旧債659万9,000円の増額でございますが、平成30年7月豪雨に伴いまして、土木施設災害復旧事業の財源を確保するため、地方債を発行するものでございます。

続きまして、16ページをお開き願いたいと思います。

16ページの歳出につきましては、総務費、災害復旧費、予備費が主なものとなっております。

2款1項3目の財産管理費350万円の増額は、平成30年7月豪雨に伴う町有地ののり面崩壊の復旧工事費などを計上するものでございます。

11款1項1目の耕地災害復旧費377万1,000円の増額は、同じく平成30年7月豪雨に伴います応急工事を実施するものでございます。

続きまして、17ページをごらんいただきたいと思います。

11款2項1目の道路橋梁災害復旧費4,617万9,000円の増額は、同じく平成30年7月豪雨に伴います道路・河川の災害復旧設計委託、復旧工事を実施するものでございます。

14款1項1目予備費の1,996万円の増額は、豪雨災害の緊急対応を中心としまして充用した額を復元させていただきたいというものでございます。

以上が、平成30年度玖珠町一般会計補正予算（第2号）の主な内容でございます。

また、別添の資料で、平成30年度補正予算案（第2号）の概要につきましても参考資料としてお手元でございますので、こちらのほうも御参照いただいたらと思っております。

続きまして、議案集に戻りまして、1ページ目をお開きいただきたいと思います。

報告第5号につきましてもございますが、専決処分の報告について（その10）（和解及び損害賠償額の決定について）でございます。

この議案は、和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定されている事項といたしまして次のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項

の規定によりこれを報告させていただくものでございます。

事案の概要につきましては、次のとおり申し上げます。

平成30年2月28日、約半年前でございますが、当町の福祉バスが業務で津久見市方面へ行きまして、津久見市から県道541号線を佐伯方面へ走行している最中に、対向車との離合を図るため後進、バックした際に相手車両の後ろの右側のテールレンズを損傷させたというものでございます。

平成30年5月21日に相手方であります大分市大字寒田235番地の16、医療法人展寿会の理事長をされております梶本展孝氏と損害賠償金12万6,487円を賠償することに合意をいたしましたので、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定されている事項として専決処分させていただきました。同条第2項の規定によりこれを報告申し上げます。

続きまして、議案集の3ページになります。

報告第6号につきましては、同じく専決処分の報告について（その11）（和解及び損害賠償額の決定について）でございます。

この議案は、先ほどと同じように、和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定に基づきまして、議会において指定されている事項について次のとおり専決処分をさせていただきましたので、同条第2項の規定によりこれを報告申し上げます。

事案の概要につきましては、次のとおり申し上げます。

平成30年5月22日でございますが、当町の公用車が由布市挾間町の大分大学医学部附属病院付近の民間駐車場におきまして、駐車をするために後進、バックした際に、背後から来ました車の左前方と接触をいたしまして、相手方の車両の前方を損傷させたものでございます。

その後、平成30年6月6日に相手方であります由布市庄内町西940番地後藤サツキさんと損害賠償金22万円を補償することに合意をいたしましたので、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定されている事項として専決処分をさせていただき、同条第2項の規定によりまして報告をさせていただくものでございます。

相次ぐ事故等ございまして、この2件が発生した直後に総務課長より職員へ注意喚起を、全員に通知をいたしたところでございます。

今臨時会に提案いたしましたのは、補正予算案件1件、そして報告事項2件の計3件でございます。

以上で、平成30年第1回玖珠町議会臨時会に上程させていただき議案の提案理由の説明を終わらせていただきます。

御審議のほど、どうぞよろしくお願ひ申し上げます、提案とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひを申し上げます。

日程第5 議案質疑（議案第61号、報告第5号から報告第6号）

○議 長（河野博文君） 日程第5、これより議案の質疑を行います。

議案第61号、平成30年度玖珠町一般会計補正予算（第2号）について、別冊をお出しください。

2ページ、第1表歳入歳出予算補正、歳入、8ページ、歳出、14予備費まで、質疑はありませんか。

（なし）

○議長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

次に、9ページ、第2表地方債補正から15ページ、歳入、22款町債、最後まで質疑ありませんか。

（なし）

○議長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

次に、16ページ、歳出、2款総務費から17ページ、予備費、最後まで質疑ありませんか。

（なし）

○議長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

議案第61号の質疑を終わります。

議案集1ページです。

報告第5号、専決処分の報告について（その10）（和解及び損害賠償額の決定について）質疑を行います。

質疑ありませんか。

10番 秦 時雄君。

○10番（秦 時雄君） 秦です。

もう一度確認をしたいんですけども、今回、一般車両には損害賠償保険というお金を加入しておりますね。対物、そして対人等も。そしてこの損害賠償金額12万6,487円、これは損害賠償保険に、もう当然それは公用車ですから入っていると思うんですけども、その関係というのはどういうふうになるんですか。後から損害賠償保険からこれが町のほうに支給されるのか、そこら辺がちょっと私、わかりにくいものですからして、はっきりしていただきたいと思います。

それともう一つは、例えば今回対人というか、人への危害はなかったわけですね。今後、例えば大きな事故で相手をけがさせたとか、何百万とか何千万という金額になったとき、これは当然鑑みますと損害賠償保険から出るものと私は考えておりますけれども、その関係をちょっと詳しく説明していただきたいと思います。

○議長（河野博文君） 村木総務課長。

○総務課長（村木賢二君） お答えします。

今回、議員おっしゃいますように、相手方がおられる物損事故で終わっております。人身のほうに至っていないのでちょっと安心しているんですが、職員のほうには今後こういうことのないようにと関係課長会議並びに全職員に周知、メール等でしたところですよ。

保険の関係ですが、今回、公用車の分、実は全て保険に入っております、町村会通じて。今回のような場合、保険会社の方、相手の保険会社、御本人と協議をする形になりますが、そこで確定した額について、全て保険のほうから支払っております。この分は町の保険は入っておりますので、相手方と

保険会社のお金のやりとりでありまして、町のほうの会計に經由するという形ではございません。ですので、町としては専決処分の内容として、相手方がおることですので、事前に相手方とのお話し合いをして御報告をするという形で、財源等につきましては全て保険で、先ほど申されましたような人身等に及んだ場合も、ちょっと高額になった場合も、そのための危険度を考えて保険に入っておりますので、財源的には全て保険のほうで対応していくということになると思います。

以上です。

○議 長（河野博文君） よろしいですか。

○10番（秦 時雄君） はい。

○議 長（河野博文君） ほかにありませんか。

7番廣澤俊幸君。

○7番（廣澤俊幸君） 7番廣澤です。

3点ほど質問をさせていただきます。

第6号ですけれども、これはどこの部署の事故ですか。該当部署はどこなのかということが1つ。

それから、この民間駐車場の広さは……

○議 長（河野博文君） 廣澤議員、第6号はちょっとこの後になるので。今、第5号について。

いいですか。

じゃ、次いきます。

ほかにありませんか。

（な し）

○議 長（河野博文君） 報告第5号の質疑を終わります。

議案集3ページです。

報告第6号、専決処分の報告について（その11）（和解及び損害賠償額の決定について）質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番廣澤俊幸君。

○7番（廣澤俊幸君） 7番廣澤です。

失礼しました。3点ほど質問をします。

この事故はどの部署が発生を起こしたのか。これが1つ。

それから、この民間駐車場というのは、目的地に向かう定められた経路に該当するのか。

それから3点目、先ほど総務課長は職員に対して注意を喚起したという話ですけれども、安全管理者が毎年計画的に啓蒙化運動をやられているのか。この3点について質問をします。

○議 長（河野博文君） 村木総務課長。

○総務課長（村木賢二君） 一応職員、今回の場合は大分市であります会議に出かけている際の途中で、ちょっと休憩をとるために道路沿いの駐車場のある場所に入ったようです。そのときに、バックして

いたときに入ってきた車に接触したということで報告を受けたところでございます。

部署につきましては、どこがというのは人数が大体わかるので本会議で、相手方につきましては補償をする義務がございますので今回誰に支払うのかということをしてしておりますが、ちょっと役場職員、公用車の玖珠町と書いた車でやった事故であるというところを御報告までさせていただきたいと思っております。

それから、経路につきましては、大分市である会議に行く途中、本来であれば事故のないように途中休憩等もとって、事故のないようにということで職員には通知しておりますが、一応当日も大分に行く途中の医大前の駐車場のところでちょっと中に入ったということで報告を受けております。まず、相手方の確認と本人のけがの状況、車の状況等も即座に報告を受けたところです。

あと、安全管理的な研修等でございますが、本来4月以降、各課課長会議等で公用車の運転並びに春、秋等の交通安全運動期間中等は各職員に総務課長として通知、交通安全の励行ということでしておりますが、今回のような事故がありましたので、再度、安全運転管理研修についてちょっと検討を今始めているところです。

以上です。

○議 長（河野博文君） 7番廣澤俊幸君。

○7 番（廣澤俊幸君） 部署はやっぱり明確にすべきだと思うんです。やっぱりこのことによって保険掛金が変わるわけですよ。税金を使うわけですよ。そういうことを町民から聞かれたときに困るわけですよ。ちゃんとこういうときには書いてもらいたいというお願いです。

それからもう一点、大分の県庁に行くんだったら高速使うんじゃないですか、大体。何でこれ、経路として正しいんですか、この経路は。

○議 長（河野博文君） 村木総務課長。

○総務課長（村木賢二君） 現在町が入っている保険につきまして、事故等だといって掛金がふえるということはございません。従来の定額の保険になります。

それと、通常県庁に行く場合、会議時間が早朝であったりする場合は高速を使ってもらっていますが、それ以外の昼からの会議とかいうことになると、高速代等を皆さん節約していただいて、現在下の、高速道路以外の道を使っているところでございます。

以上です。

○議 長（河野博文君） よろしいですか。

○7 番（廣澤俊幸君） はい。

○議 長（河野博文君） ほかにありませんか。

（な し）

○議 長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

報告第6号の質疑を終わります。

以上で議案質疑を終結いたします。

日程第6 上程議案の委員会付託（議案第61号）

○議長（河野博文君） 日程第6、これより上程議案の委員会付託を行います。

お諮りします。

議案第61号の議案は、会議規則第39条の規定により、お手元に配付しております付託表（案）のとおり、予算常任委員会に審査の付託を行いたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野博文君） 異議なしと認めます。

よって、議案第61号の1議案は、付託表のとおり、予算常任委員会に審査の付託をすることに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の日程を全て終了いたしました。

お諮りします。来週6日の10時より予算常任委員会を開会し、14時から本会議を再開したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野博文君） 異議なしと認めます。

よって来週6日の10時より予算常任委員会を開会し、14時から本会議を再開することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日はこれにて散会いたします。

御協力ありがとうございました。

午前10時37分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成30年8月3日

玖珠町議会議長 河野博文

署名議員 松本真由美

署名議員 繁田弘司